

独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する行動規範

平成27年4月1日 制定

国立病院機構における研究活動、とり分け公的研究費等（注）は、国民の信頼と負託によって支えられているものであり、その不正使用はこれを大きく損なうものであって、それを起こした研究者が所属する研究機関ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがしかねないものです。

このことを踏まえ、米子医療センターは、公的性格を有する臨床研究の信頼性と公正性を担保し、国立病院機構の研究活動に対する国民の信頼を確保するため、研究活動を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定めます。

米子医療センターの研究者及び公的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員（以下「研究者等」という。）は、以下の事項を誠実に実行しなければなりません。

1. 研究者等は、公的研究費等が米子医療センターの管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり、関係する法令等及び国立病院機構が定める規程等並びに事務処理手続きを遵守しなければならない。
3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、公的研究費等の運営・管理に関わる事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係する法令等及び国立病院機構が定める規程等の知識習得、事務処理手続きの理解に努めなければならない。

（注）公的研究費等とは、補助金、委託費、運営費交付金、寄付金等を財源として米子医療センターで扱うすべての研究費をいいます。

独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する要領

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 運営管理責任体制（第3条—第7条）
- 第3章 適正な運営及び管理のための環境（第8条—第10条）
- 第4章 研究者等の意識向上（第11条・第12条）
- 第5章 不正使用に係る調査、処分等（第13条・第14条）
- 第6章 不正使用防止計画の策定及び実施（第15条）
- 第7章 公的研究費等の適正な運営及び管理（第16条—第22条）
- 第8章 情報伝達を確保する体制（第23条—第26条）
- 第9章 内部監査（第27条・第28条）
- 第10章 その他（第29条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、独立行政法人国立病院機構米子医療センター（以下「米子医療センター」という。）における公的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、適正な管理に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公的研究費等 補助金、委託費、運営費交付金、寄附金等を財源として米子医療センターで扱うすべての研究費をいう。
- 二 研究者等 米子医療センターに所属する研究者及び米子医療センターの公的研究費等の運営及び管理に関わる事務職員を含めすべての者をいう。
- 三 不正使用 故意又は重大な過失による架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって関係する法令等及び国立病院機構の定める規程等に逸脱して、公的研究費等を不正に使用又は受給する行為をいう。
- 四 コンプライアンス教育 不正使用を事前に防止するために、米子医療センターが研究者等に対し、自身が取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

第2章 運営管理責任体制

（最高管理責任者）

第3条 米子医療センターに、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、院長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

（統括管理責任者）

第4条 米子医療センターに、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について米子医療センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として最高管理責任者が指名する統括管理責任者を置き、副院長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、米子医療センター全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 米子医療センター内における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として最高管理責任者が指名するコンプライアンス推進責任者を置き、臨床研究部長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - 一 自己の管理監督又は指導する部署における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出すること。
 - 二 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
 - 三 研究者等が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

（事務総括責任者）

第6条 米子医療センター内における公的研究費等の適切執行を確保しつつ、効率的な研究

遂行を確保するため最高管理責任者が指名する事務総括責任者を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 事務総括責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者を補佐するとともに、公的研究費等の適切な執行を確保するための指導をおこなう。
- 3 事務総括責任者を補佐するため経理事務責任者を置き、企画課長をもって充てる。

（職名の公開）

第7条 前4条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境

（関係法令等の遵守）

第8条 研究者等は、公的研究費等の取扱いについては、独立行政法人国立病院機構会計規程（平成16年規程第34号）、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成16年細則第6号）及び独立行政法人国立病院機構契約指名停止等措置要領（平成17年要領第1号）等（以下「会計規程等」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等を遵守しなければならない。

- 2 公的研究費等の取扱いは、特別の定めがある場合を除き、この要領に基づきおこなうものとする。

（研究者等の責務）

第9条 研究者等は、第2章に規定する各責任者の指示に従うとともに、研究者倫理に基づき、公的研究費等を適正かつ効率的に遂行する責務を負わなければならない。

（経理事務）

第10条 公的研究費等に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、特別に定めのある場合のほか、会計規程等により取り扱うものとする。

- 2 公的研究費等の配分を受けた研究者は公的研究費等の管理及び経理の事務を病院長に委任することとする。
- 3 前項の公的研究費等を管理及び運営するため経理事務担当者を定め、研究者の口座を管理することとする。
- 4 公的研究費等に係る経理に関する書類保存に係る取扱いは、特別に定めのある場合のほか、会計規程等の定めによるものとする。

第4章 研究者等の意識向上

(行動規範)

第11条 不正使用を防止するため、米子医療センターの研究者等の公的研究費等の取扱いに関する行動規範を策定するものとする。

(研修会等)

第12条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。また、研究者等に対し研修会等の受講の機会に誓約書の提出を求めるものとする。

第5章 不正使用に係る調査、処分等

(通報窓口)

第13条 不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置するものとする。

2 通報窓口は、米子医療センター内に設置するものとし、その担当者名等は、公開するものとする。

(調査等)

第14条 通報があった場合には、最高管理責任者は別に定める要領に基づき必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、国立病院機構の定める規程等に則り懲戒処分等を行うものとする。

3 第2章に定める各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正使用を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

第6章 不正使用防止計画の策定及び実施

(不正使用防止計画の策定及び実施等)

第15条 最高管理責任者は、公的研究費等の運営及び管理並びに執行が適正に行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するとともに、不正使用が行われる要因の把握に努め、違法行為や不正使用防止のための措置を講じるものとする。

2 不正使用防止計画推進のため、最高管理責任者の下に不正使用防止計画推進室を置くものとし、最高管理責任者が指名する不正使用防止計画推進室長は臨床研究部長をもって充てる。

3 不正使用防止計画推進室は公的研究費等の運営及び管理の経験者若干名をもって室員とすることも可能とし、必要に応じ最高管理責任者が指名するものとする。

- 4 不正使用防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 不正使用防止計画の企画・立案及び推進に関すること。
 - 二 不正使用防止計画の検証及び進捗管理に関すること。
 - 三 不正使用発生要因の分析及び改善策に関すること。
- 5 最高管理責任者は、公的研究費等に関して不正使用の事実が認められた場合は、国立病院機構の定める規程等により必要な措置を講じるものとする。
- 6 不正使用に関与した取引業者等にかかる対応等については、会計規程等により必要な措置を講じるものとする。

第7章 公的研究費等の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

- 第16条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、財務会計システム等により公的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導するものとする。
- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

- 第17条 研究者等は、公的研究費等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

- 第18条 発注又は契約する際は、特別に定めのある場合のほか、会計規程等の定めにより行うこととし、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。
- 2 継続的に取引を行っている業者には誓約書の提出を求めるものとする。

(検収業務等)

- 第19条 物品の購入、製造及び修理に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）に伴う検収業務については、特別に定めのある場合のほか、会計規程等の定めにより行うものとし、発注者とは別の者による納品事実の確認を受けるものとする。
- 2 研究機器の保守等の特殊な役務の検収業務についても前項と同様とする。
 - 3 換金性の高い物品については、特別に定めのある場合のほか、会計規程等に基づき適切

に管理するものとする。

（非常勤職員の雇用等）

第20条 非常勤職員の雇用等により研究活動の協力を得る場合は、事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費等を適正に管理するものとする。

（出張の確認）

第21条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ旅行命令権者又は旅行命令権者から権限を委譲された者の承認を得るものとし、旅行後は復命書及び旅行の事実を証明するものを提出するものとする。

（不正な取引を行った業者の処分）

第22条 不正な取引に関与した業者については、独立行政法人国立病院機構契約指名停止等措置要領に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第8章 情報伝達を確保する体制

（相談窓口）

第23条 公的研究費等に係る使用ルール等に関する病院内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 相談窓口は、米子医療センター内に設置するものとし、その担当者名等は公開するものとする。

（不正使用等に関する報告）

第24条 通報窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合は、通報窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告するものとする。

（使用ルール等の理解度の確認）

第25条 不正使用防止計画推進室は、不正使用を防止する観点から、コンプライアンス推進責任者等と連携して研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

（不正使用防止に向けた措置）

第26条 不正使用防止計画推進室は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を公開すると

ともに、その施策を確実かつ継続的に推進するものとする。

第9章 内部監査

(内部監査)

第27条 最高管理責任者は、公的研究費等の運営及び管理について、内部監査を年1回実施するものとする。

2 内部監査の責任部門として管理課を充てる。その他必要に応じて、最高管理責任者が指名することもできる。

3 最高管理責任者は、臨時に内部監査の実施が必要であると認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、内部監査を実施するものとする。

4 最高管理責任者は、配分機関が行う調査について協力することとする。

(内部監査の連携)

第28条 内部監査は、内部監査規程等に基づき会計書類の形式的要件の監査のほか、体制の不備の検証も行い、不正使用防止計画推進室、会計監査人又は監査法人と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

第10章 その他

(要領の実施)

第29条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

独立行政法人国立病院機構米子医療センターにおける
公的研究費等の取扱いに関する業務マニュアル

平成27年4月作成

独立行政法人国立病院機構米子医療センター

＜まえがき＞

公的研究費等（以下研究費という。）の不正使用については関係府省等において様々な防止策が講じられてきましたが、依然として不正な事案が発生しています。

このような状況を踏まえ、文部科学省において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）が平成26年2月18日に改正されました。また本ガイドラインは厚生労働科学省においても「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成26年3月31日付科発0331第3号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）に基づいて必要な読み替えがされております。これを踏まえ、米子医療センターにおいても、研究費の適正な使用を徹底するための措置として、現実的かつ実効性のある運営及び管理体制を構築するため、公的研究費等の不正使用防止等を図るための対応マニュアルを作成し、研究費に関わるすべての職員に各種ルールを周知することとします。

研究費を適正に管理するとともに有効かつ円滑に活用し、国民の信頼に応えるため、研究成果を社会に還元していくという使命と責任は国立病院機構として極めて重要なことです。本マニュアルの作成を機に、米子医療センター所属の研究者及び関係する職員一人ひとりがその役割と責任を強く認識することが必要です。

目次

第1	業務マニュアルの作成目的	4
第2	運営管理責任体制	5
第3	使用ルールの明確化・統一化	6
第4	職務権限と責任の明確化	8
第5	職員のコンプライアンス教育の徹底	8
第6	不正使用が発生した場合の対応	9
第7	不正使用防止計画の策定	10
第8	研究費の適正な運営・管理	11
第9	不正使用を防止するための情報発信	14
第10	内部監査	15
第11	再発防止	15
第12	準用	15

第1. 業務マニュアルの作成目的

「ガイドライン」において要請されている事項等を踏まえ、研究費の適正な管理と効率的な使用に向けた対応や不正使用の防止対策として講ずるべき必要な事項を体系的に整理し、米子医療センターにおける研究費の運営及び管理に関与するすべての職員に周知することにより、研究費の不正使用の発生を未然に防止することを目的とします。

1 研究費の定義と性質

- ① 研究費とは、研究遂行のための必要な経費に充てるための資金です。研究費には、研究者の研究に対して国や民間企業等から補助・助成されるもの、国や民間企業等から研究を委託され交付されるもの、民間企業等から寄付されるもの、機構本部の予算から配分されるもの（運営費交付金）があります。
- ② 研究費は、その種類によって守るべきルールが異なります。特に国や独立行政法人から交付される競争的資金等は、それぞれに使用ルールが定められておりますので、競争的資金等を使用する際は、そのルールを確認してください。
- ③ 研究費の原資の多くは「国民の税金」であり、その研究費は社会から負託されたもので研究者個人のものではありません。
- ④ 研究費は、研究者個人の発意で提案され、採択交付されるものであっても、「研究機関」として適切に経理することが求められます。財団法人などから直接個人宛に交付されるような助成金であっても、研究機関が適切に経理する必要があります。（事務委任）

2 研究費の不正・不適切使用

- ① 研究費の不正使用・不正受給（以下「不正使用」といいます。）とは、研究費を私的に流用又は着服することのみならず、研究費毎の使用ルールに違反して使用することも含みます。
- ② 研究費によっては、様々なルールで使用が制限されており、使用しにくい印象を帯びることは否めませんが、このことを理由に不正使用が正当化されることはありません。

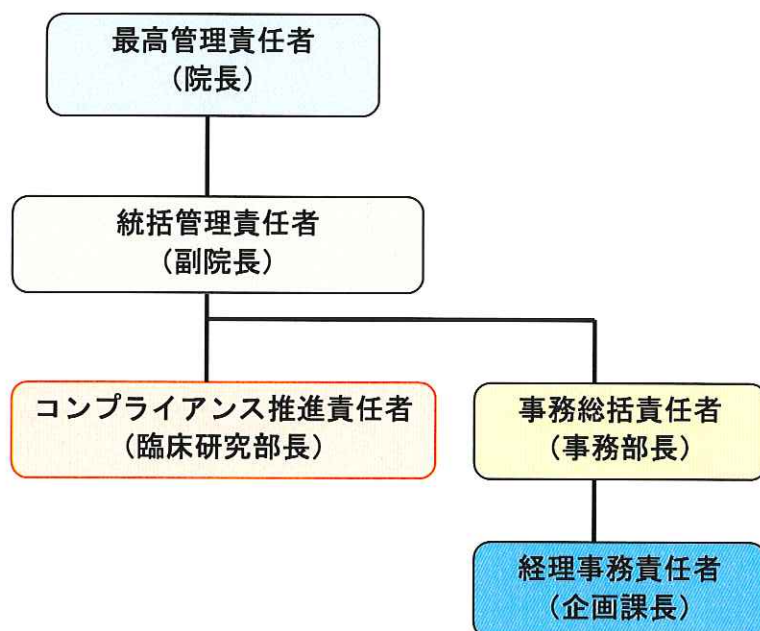
3 正しい研究費の使用

- ① 研究費は、研究目的に沿って、公平性及び透明性を確保しつつ、経済的かつ効率的に使用してください。
- ② 研究費を使用する時には、予め支出財源を明確にしてください。
- ③ 研究費の使用が年度末に集中しないよう、研究計画に沿った適切な時期に使用してください。
- ④ 研究費の不正使用は業者との密接な関係から発生することが多くあり、普段から高い倫理観をもって節度ある行動をしてください。

第2. 運営管理責任体制

運営管理責任体制の整備と公表

研究費の運営・管理を適正に行うため、研究機関としての管理責任体制を明確にし、ホームページ等で公表します。各責任者は最高管理責任者が指名します。



＜責任者の職名及び職務内容＞ ※（ ）内は例示です

★最高管理責任者：院長

（職務内容）

- 不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じます。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮します。

★統括管理責任者：（副院長）

（職務内容）

- 不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、研究機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告します。

★コンプライアンス推進責任者：（臨床研究部長）

（職務内容）

- 統括管理責任者の指示の下、
 - ① 自己の管理監督又は指導する部署における不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告します。
 - ② 不正使用防止を図るため、研究機関内の研究費の運営及び管理に関わる全ての職員に対

し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督します。

- ③ 自己の管理監督又は指導する部署において、全ての構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導します。

★事務総括責任者：（事務部長）

（職務内容）

- ・最高管理責任者及び統括管理責任者を補佐し、研究費の適正な執行の確保のための指導を行います。

★経理事務責任者：（企画課長）

（職務内容）

- ・事務総括責任者を補佐し、研究費の適正な執行にかかる経理事務の管理を行います。

第3. 使用ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、研究費の使用ルールを明確にし、研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知をはかります。

1 行動規範

[01.公的研究費等の取扱いに関する行動規範.docx](#)

2 研究費の種類

研究費は大きく分類して、「国又は独立行政法人からの公募型の研究資金」（以下「競争的資金等」という。）、「財団法人及び民間企業等からの研究資金」、「運営費交付金」の3種類があり、研究費の種類毎に守るべき使用ルールが違います。

研究費の種類		守るべき使用ルール
競争的資金等	補助金	○補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律 ○補助金制度の交付要綱及び取扱要領、その他の交付条件 ○独立行政法人国立病院機構会計規程等
	受託費	○契約書、研究資金制度ごとのルール ○独立行政法人国立病院機構会計規程等
財団法人又は 民間企業等からの	受託研究費 共同研究費	○契約書 ○独立行政方針国立病院機構会計規程等

研究資金	寄付金 (助成金含)	○寄付目的 ○独立行政方針国立病院機構会計規程等
運営費交付金		○独立行政方針国立病院機構会計規程等 ○独立行政法人国立病院機構運営費交付金要綱

① 競争的資金等について

競争的資金等は、研究者個人の発意で提案され採択された課題であっても、その原資は国民の税金等であることから「個人」ではなく「研究機関」としての管理が必要となります。競争的資金等（直接経費）には、制度毎に使用できない経費等の使用ルールが決められていますので、当該制度の使用ルール等をご確認ください。

(参照：科研費ハンドブック、厚生労働科学研究費事務処理要領等)

直接経費	競争的資金等により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金等を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。
間接経費	直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金等による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費とし、研究機関が使用する経費。

★ 競争的資金等の共通事項

○目的外使用の禁止

競争的資金等の使用が認められるのは、交付申請課題の研究遂行上必要なもの及び研究成果のまとめに必要なものだけです。それ以外の支出はできません。

○経費の使用制限

酒、たばこなど嗜好品の購入（私的流用）には使用できません。また、間接経費を使用することが適切なものには使用できません。

○使用期間の制限

競争的資金等で支出できるものは、一般的に、補助金の内定日や受託研究の契約日などルール毎に決められた日以降に使用の手続きを開始するのであって、かつ、年度中の研究の用に供するものに限られます。従って、内定日前に発注したものへの支出はできません。また、年度末の3月中に発注したものであっても4月に納品されるものや、3月中に納品されたものであっても4月に使用するものへの支出もできません。ただし、基金など複数年度に亘り使用可能なものや繰越承認を得たものはこの限りではありません。

★ 競争的資金等で使用できないもの（一部抜粋）

科学研究費助成事業（科研費）	科研費ハンドブック 10 直接経費の管理(4) 使用の制限
1	建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）

2 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
3 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
4 その他、間接経費を使用することが適切な経費
厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学研究費補助金取扱細則第4
(交付の対象経費)
4 規程第4条第3項の経費の範囲の詳細は、別表第1から別表第3のとおりとする。ただし、規程第4条第1項第1号及び第2項各号に掲げる経費については、次に掲げる経費を含まないものとする。
(1) 建物等施設に関する経費。 ただし、補助金により購入した設備備品等の物品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除く。
(2) 研究機関で通常備えるべき設備備品等の物品（その性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものに限る。）を購入するための経費。
(3) 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費。
(4) 価格が50万円以上の機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費。
(5) その他この補助金による研究に関連性のない経費。

② 財団法人又は民間企業等からの研究資金について

財団法人及び民間企業等からの受託研究費及び共同研究費には、国等から補助金や委託費を財源とした経費もありますので、使用にあたっては使用ルールをご確認ください。

③ 運営費交付金について

国立病院機構本部から研究課題毎に配分されるすべての経費ですので、独立行政法人国立病院機構会計規程や独立行政法人国立病院機構運営費交付金要綱をご確認ください。

第4. 職務権限と責任の明確化

研究費の事務処理に関する権限と責任については、独立行政法人国立病院機構組織規程、独立行政法人国立病院機構会計規程等により定められています。

また、特に研究費を運営及び管理する上で不正使用がocこりやすい物品等の発注、旅費、雇用、謝金についてはフローチャートを定めます。

[03-2.フローチャート.xls](#)

第5. 研究者等のコンプライアンス教育等の徹底

1 コンプライアンス＜関係法令等の遵守＞

研究者等が守るべき服務規律は、独立行政法人国立病院機構職員就業規則等の規定により

定められていますが、これらの規則等のみでは不十分な点もあることが考えられることから、最高管理責任者の下に不正使用防止を推進する部署として、コンプライアンス推進責任者を設置し、不正使用を防止します。

2 研究費の使用ルールの周知徹底

研究費の使用ルールに係る説明会及び研修会を年1回定期的（年度当初）に実施するとともに、本マニュアルがホームページ等により、すべての研究者等が閲覧できる体制をとります。

3 誓約書

当院に所属する研究者等に対して、当院における使用ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求めます。

[10-1.誓約書（研究者等）.docx](#)

第6. 不正使用が発生した場合の対応

1 不正使用の告発を受け付け体制整備

研究費の不正使用の告発の受け付けについては、別に定める「研究活動に係る不正行為の取扱いに関する要領」により管理課長を通報窓口担当者とします。なお、告発した者が、不利益な取り扱いを受けることのないよう配慮します。

[07.研究活動に係る不正行為の取扱いに関する要領.docx](#)

2 告発案件の伝達・調査

① 通報窓口

不正使用の告発の窓口担当者は、管理課長とします。

(TEL:0859-33-7111・FAX:0859-34-1580・ダイレクト0859-33-7115(内線2131))

② 告発者に対する保護

当院は、研究費の不正使用等について告発した者及び相談した者が、不利益な取り扱いを受けることがないように配慮します。

③ 告発案件の伝達・調査等

管理課長は、告発を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告します。

④ 最高管理責任者は、別に定める「研究活動に係る不正行為の取扱いに関する要領」により不正使用に係る調査を行う必要があると認めるときは、調査委員会を設置し、事実関係の調査を行います。

3 不正使用された場合への対応

不正使用を行った場合、個人等に対する処分だけではなく、研究機関に対しても間接経費の削減等の措置が講じられることがあります。

① 研究者等に対して

調査の結果、研究費の不正使用の事実が認められた場合には、独立行政法人国立病院機構職員就業規則等を踏まえ、懲戒処分等を行うことがあります。これは、当院に所属するすべての研究者等に適用されます。また、当院または配分機関より民事、刑事告訴を受けることがあります。

競争的資金等にはそれぞれ制度毎に応募資格停止、加算金を含めた資金の返還等のペナルティが設けられています。

② 取引業者に対して

研究費の不正使用に関与した業者への取引停止等の処分については、独立行政法人国立病院機構会計規程、契約事務取扱細則並びに契約指名停止等措置要領等によることとします。

③ 研究機関に対して

ガイドラインに基づく体制整備の不備により配分機関から次の措置が講じられることがあります。

(ア) 管理条件の付与

当院に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限（1年）を示した管理条件が付されることがあります。

(イ) 間接経費の削減

管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当院に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額が一定割合削減されることがあります。

(ウ) 配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても配分機関が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当院に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止することがあります。

第7. 不正使用防止計画の策定

不正使用防止計画推進のため、最高管理責任者の下に不正使用防止計画推進室を置き、臨床研究部長をもって充てます。

不正使用防止計画推進室では、最高管理責任者の策定した基本方針の下に、計画の企画・立案、推進、検証、進捗管理に関すること及び不正使用発生要因の分析、改善策実施を推進します。

不正な使用を発生させる要因の把握とその分析を基に具体的な不正防止計画を策定し、ホームページ等により公表し、当院内外に周知します。

不正使用防止計画は、配分機関からの情報提供や他の研究機関における対応等も参考にし

ながら、不断の見直しに努め、修正すべき事項が生じたときは適時、当院内に周知するとともに、その進捗状況の確認を行います。

[O4.公的研究費等に係る不正使用防止に関する基本方針.docx](#)

[O5.公的研究費等の不正使用防止計画.docx](#)

第8. 研究費の適正な運営及び管理

1 予算執行状況の検証

研究者等は、自らが管理する研究費の予算の執行状況の把握に努める必要があります。

なお、毎年度、12月末現在又は研究期間の終了2ヶ月前の段階で相当額の残額がある場合は、必要に応じて、事務総括責任者より執行の遅滞の連絡及び予算執行の推進を警告します。

2 予算執行に関する管理体制

当院が管理する研究費により、発注した物品の納品の事実確認（物品検収）及び旅費・謝金の支出に係る事実確認については、経理事務担当者が行います。

なお、納入業者が意図的に経理事務担当者を経由することなく直接に納品したり、納品書と異なったものを納品する等の不正な取引に関与した場合や、架空の納品に基づく支払いに関与する等、不正な取引に関与した場合は、当該業者取引停止等の措置を講じるものとします。

継続的に取引をおこなっている業者には誓約書を求めます。

コンプライアンス推進責任者は研究者等と業者との関係が過度に密にならないよう配慮します。

① 物品の発注に係る事実確認

経理事務担当者は、各研究者から提出された物品購入何等（請求書）に基づき、各業者から見積書等を徴収し、独立行政法人国立病院機構会計規程等に基づき発注を行います。

緊急に研究に要する場合により研究者自らが発注した場合には事後に必ず経理事務担当者に報告してください。

※緊急に研究に要する場合とは診療の場合に準じて対応します。

② 物品の検収に関する事実確認

納入業者は、納品の際、経理事務担当者に納品を行ってください。

経理事務担当者は、現物確認のうえ納品書と突合し、納品書に押印し検収を行います。

経理事務担当者は、研究者等に確認し、納入業者に納入場所を指示します。

★不正使用防止にむけた具体的事項：確実な納品検収の実施及び周知について

当院に納入される物品等の検収は、経理事務担当者が実施します。

発注担当者と検収担当者は別の者が担当します。

宅急便や夜間の場合であって、納入業者が直接研究者に納入する場合は、後日、経理事務担当者が現物確認を行うこととなります。当該検収を適切に受けない業者には、取引停止等の措置を講じることがあります。

また必要に応じて取引業者の入出記録を作成します。

研究における特殊な役務については『保守点検等に係る発注、納品検収等の徹底（企発0317001号、業発0317001号）』を参考にして検収し、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックします。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、経理事務担当者が立会い等による現場確認を行うことが必要です。

換金性の高い物品については、独立行政法人国立病院機構会計規程等の定めに従い研究費で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理してください。特に、パソコンについては適切に管理することが必要となります。

なお、継続的に取引を行っている業者に求める誓約書は別紙のとおりです。

[10-2.誓約書（取引業者）.docx](#)

③ 旅費の支出に係る事実確認

研究者等から提出のあった「出張伺」・「出張復命書」に基づき、経理事務担当者が用務先、航空運賃領収書、搭乗券半券、その他関係資料をチェックのうえ事実確認を行います。当該出張が、学会出席等の用務である場合には、学会要旨等の当日配布される資料の提出を求めます。

★不正使用防止にむけた具体的事項の実施：旅費の事実確認及び周知について

研究者等が出張復命書を提出する際に、用務内容に応じて記載事項を厳密にします。

ア 研究打ち合わせの場合は、出張復命書に打ち合わせの相手の所属・氏名を記載してください。

イ 学会出席等の場合は、学会要旨等の当日配布される資料の添付をしてください。

ウ 無作為に勤務状況の事実確認を実施します。

④ 研究補助員・招聘者の対する給与・謝金の支出に係る事実確認

各研究者は、研究補助員を雇い上げる場合・招聘する場合は、別に定める研究補助業務依頼書を提出してください。

研究補助員を雇い上げる場合や招聘により従事者に対する給与・謝金の支出に係る事

実確認は、経理事務担当者が行います。なお、出勤簿等を配置し出勤状況を把握します。

★不正使用防止にむけた具体的事項の実施：給与・謝金支出に対する事実確認及び周知について

雇い上げの研究補助員及び招聘による従事者の出勤簿は経理事務担当者で保管・管理し、研究補助員は、出勤簿に押印します。業務内容の事実確認は、従事者本人から行うとともに無作為に勤務状況の事実確認を実施します。

なお賃金・謝金等に係る源泉徴収等の取扱いに当たっては関係法令等に基づき適切に対応します。

[10-3.研究補助業務依頼書.xls](#)

⑤ 立て替え払いが認められる場合に係る事実確認

原則後払いが可能な業者に対する立替払いは認められません。

立替払いは業務遂行上に必要とする経費で、現金又はクレジットカード等による支払を条件とする取引など、立替払いを行わないと当該取引の時宜を逸し、業務に著しく支障を来すおそれがある場合において、研究者が一旦立替えて支払った後、後日経理事務担当者に請求することができます。

請求に当たっては、「本人が支払ったことを証明する書類」（領収書、振込及びクレジットカードの利用明細書など）を提示してください。また、立替えた際は、速やかに（当該年度内）に請求してください。

3 予算執行に関する会計処理について

研究費の予算執行に関する会計処理は「財務会計処理マニュアル（平成26年9月26日改訂版）」に基づき行います。

4 研究費の不正使用の具体的事例

実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして提出して不正に研究費を支出させる事項は研究費の不正使用となります。以下に具体例を示します。

①物品費関連

★預け金

取引業者に作成させた架空の納品書等により、研究費から支払った代金を当該業者に預けて管理させること

例えば、納品事実の確認後に業者に物品を返品したにもかかわらず、押印した納品書により支払い手続きを行い、その代金を業者に管理させること

★品名替

研究費の使用ルールでは認められていない物品の購入や施設改修等を行うため、取引業者に当該経費で購入可能な消耗品等に納品者の品目を変えさせ、支払い手続きをおこなうこと

★期ずれ

納品日を故意に偽った納品書を取引業者に作成させ、研究費から支払い手続きを行うこと
例えば、3月で納品したものについて、翌年度の4月に納品があったものとして支払い手続きを行うこと。(この「逆も不正使用となります。」)

②旅費関連

★カラ出張

出張には行っていない、または出張を取りやめたにもかかわらず、出張を行ったものとして出張報告書を提出し、旅費を支給すること

例えば、他の研究者と共謀して、入手した新幹線の往復の乗車件等と宿泊先の領収書を利用し、出張に行っていないにもかかわらず不正に旅費を受給すること

★出張費の水増し請求

格安航空券を購入したにもかかわらず、旅行業者に正規運賃または水増しした航空運賃の領収書を発行させ、差額を受給すること

早期割引等の割引運賃で航空券を購入したにもかかわらず、旅行業者に正規運賃または水増しした航空運賃の領収書を発行させ、差額を受給すること

パック旅行等を利用したにも関わらず、通常の旅費として請求した旅費を受給すること

★出張費の二重受給

他機関から旅費を受給したにもかかわらず、同じ出張旅費を請求し、二重に旅費を受給すること

★出張費の私的流用

海外出張等に家族を同伴し、航空運賃等に家族等の航空運賃を上乗せした領収書を旅行者に作成させ、旅費を受給すること

③人件費関連

★カラ謝金・給与

研究補助者等に支払い謝金や給与について、架空または実際より多く偽った勤務時間報告により諸謝金や給与を支給させること

★謝金・給与の戻し

研究室に所属している者に対して、実態に伴わない謝金や給与を支給し、それを研究室の運営等に必要な経費に充当するため、還流させること

④その他

★プール金

預け金を取引業者から現金等で還流させ、研究室でプールすること

研究補助者等に支払った給与等や空出張の全額または一部を還流させ、研究室で管理すること

第9. 不正な使用を防止するための情報発信

1 相談窓口

当院の研究費の使用ルールに係る相談窓口は、以下のとおりとなります。

【研究費申請・報告関係の相談窓口】

全 般・・・・・・・・・・経理事務責任者（企画課長）

【研究費執行関係の相談窓口】

全 般・・・・・・・・・・経理事務担当者（業務班長）

【検収関係の相談窓口】

全 般・・・・・・・・・・経理事務担当者（業務班長）

2 使用ルールの周知徹底

研究費の使用ルール等に係る研修会を年1回定期的（年度当初）に実施するとともに、本マニュアルがホームページにより、すべての研究者等が閲覧できる体制をとります。

第10. 内部監査

1 監査実施体制

当院における研究費の経理事務処理の適正化を図るため、管理課が不正使用防止計画推進室と連携し、不正発生要因に応じた研究費の内部監査を重点的に実施します。また、監査結果は、院内に周知しコンプライアンス教育の際に周知します。

★不正使用防止にむけた具体的事項の実施：内部監査体制の強化について

当院における適正な研究費の執行のため、管理課による内部監査を原則年1回実施（最高管理責任者が必要と認めた時は、随時実施）するものとします。

特に研究費の受入額が多い研究者の取引記録を重点的に監査します。

また、旅費や謝金において、実態を伴わないものに対する執行がなされることがないよう厳密なモニタリングを実施します。

2 内部監査実施の際の留意事項

- ① 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、研究費の管理体制の不備の検証も行います。
- ② 不正使用防止計画推進室と連携し、監査計画をたて、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施します。
- ③ 国立病院機構本部業務監査室や会計監査人または監査法人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施します。
- ④ 内部監査は内部監査指導要領等に基づき行います。
- ⑤ 内部監査の結果は公表し、監査計画等を随時見直します。

第 1 1. 再発防止

最高管理責任者は配分機関より間接経費の削減等の措置を受けた場合、不正が発生した部等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部等や研究者等の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じます。

第 1 2. 準用

研究費の運営及び管理に関し本マニュアルに定めがない場合は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に即して対応します。

独立行政法人国立病院機構米子医療センター 研究費及び研究活動の運営・管理体制

最高管理責任者
(院長)

・研究費の運営・管理の最終責任者
・管理運営にリーダーシップを発揮
・研究活動の不正行為を抑止するための環境整備

統括管理責任者
(副院長)

・最高管理責任者の補佐
・研究費の運営・管理を統括する責任を負う
・不正使用防止計画の策定・実施、報告

※任

事務総括責任者
(事務部長)

・研究費の適正な執行のための
最高管理責任者、統括管理責任者の補佐

※任意

経理事務責任者
(企画課長)

経理事務担当者
(業務班長)

相談窓口
(業務班長)

・コンプライアンス推進責任者
(臨床研究部長)

・最高管理責任者、統括管理責任者の補佐
・管理指導する部署に対する実質的な責任を負う
・コンプライアンス教育の実施 等

・研究倫理教育責任者
(臨床研究部長)

・研究倫理教育の実施

通報窓口
(管理課長)

不正使用防止計画推進室
(臨床研究部長)

・不正使用防止計画の策定

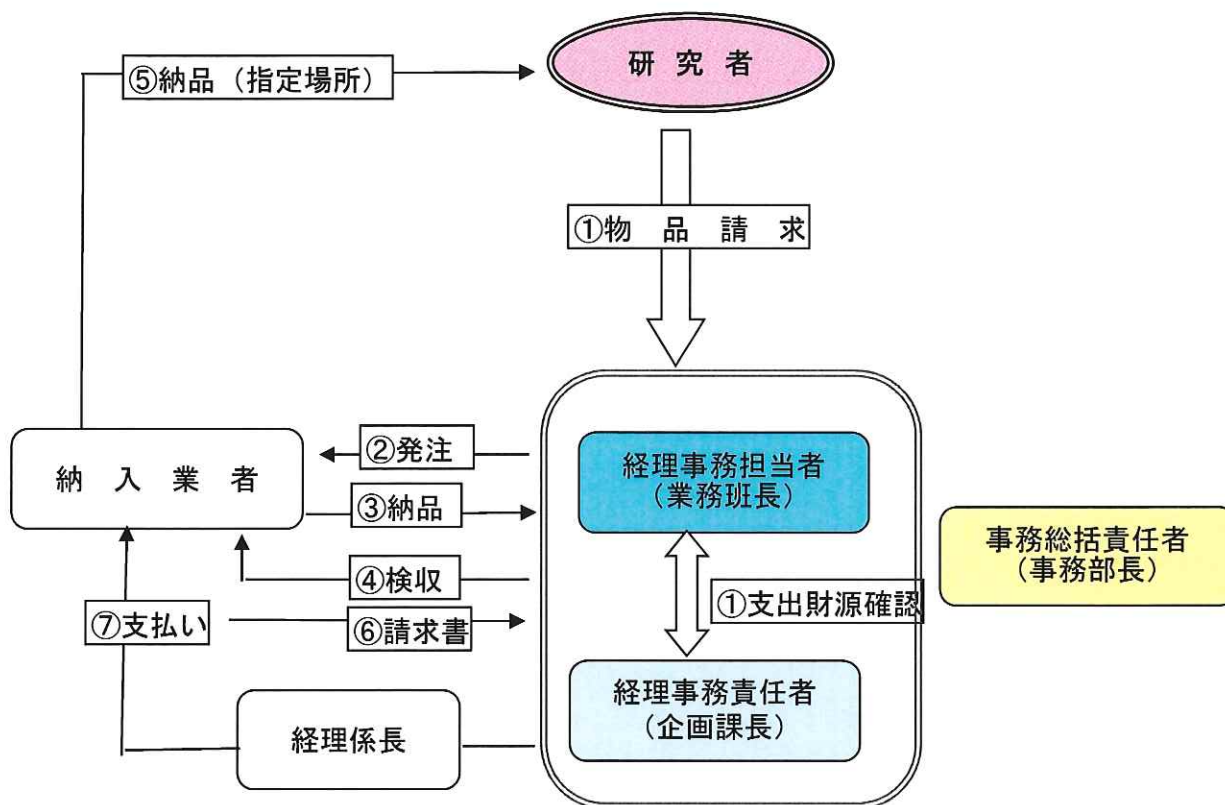
内部監査部門
(管理課)

業務監査室
会計監査人

研究者

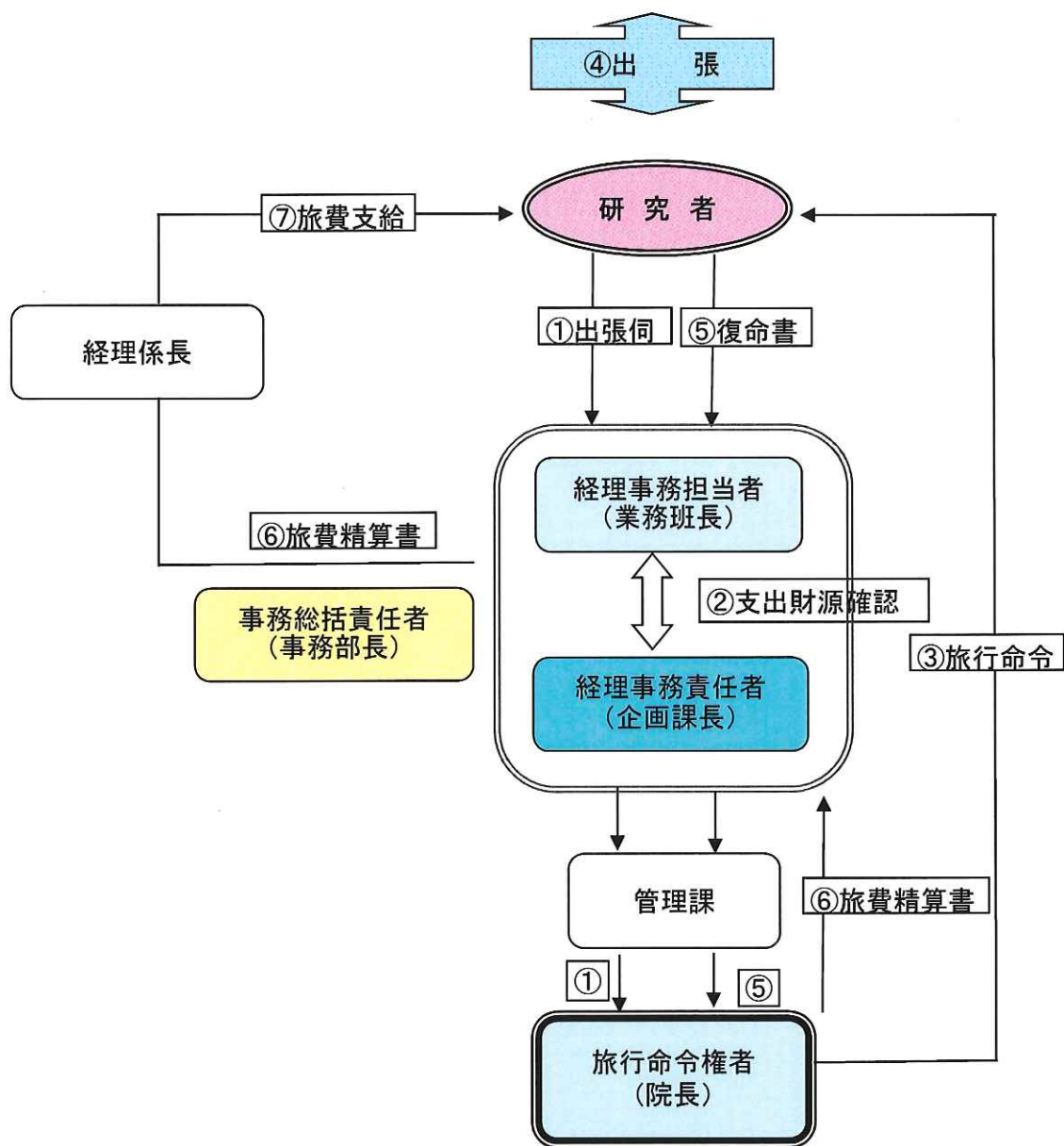
・コンプライアンス(法的遵守)の認識
・研究倫理規範の修得

独立行政法人国立病院機構米子医療センター研究費 による物品等発注・検収取扱体制



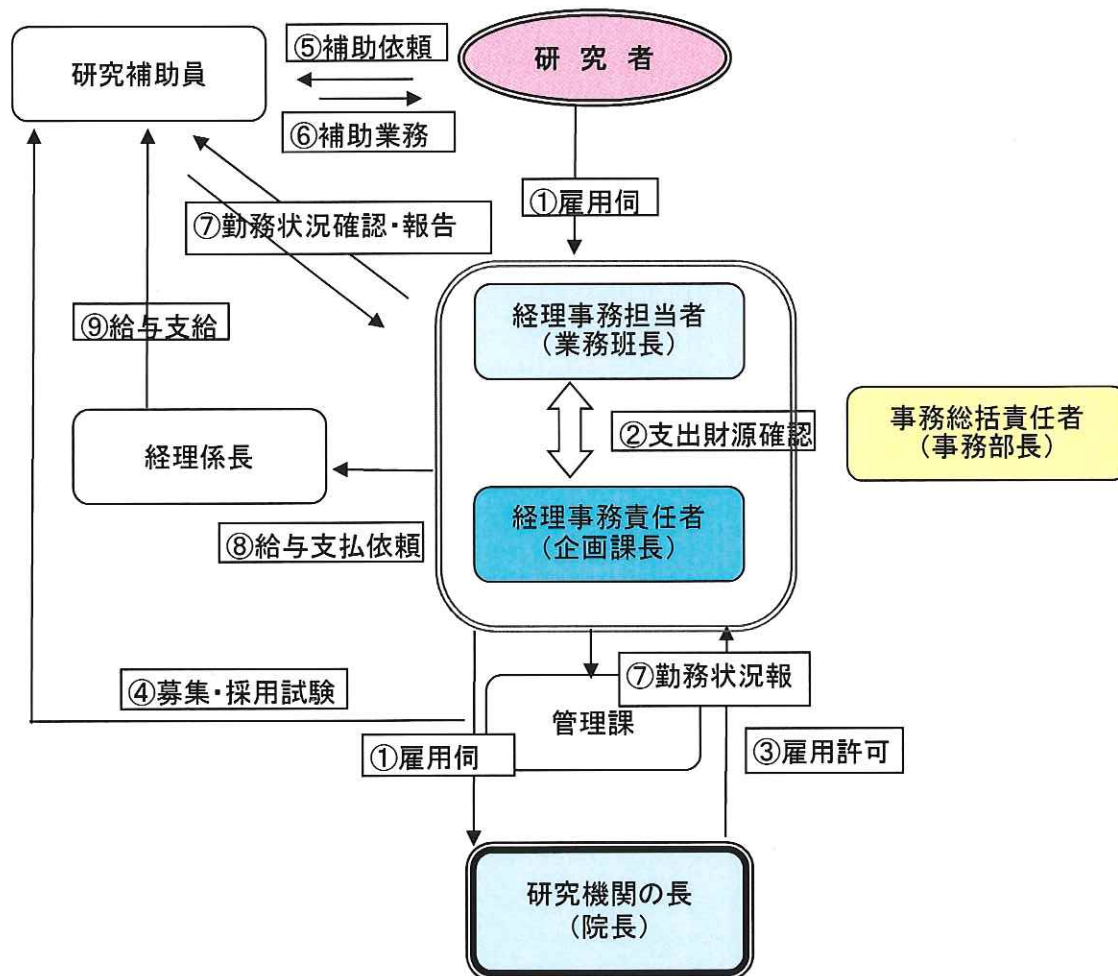
- 物品の発注は原則として経理事務担当者がおこなうこと
研究実施のため緊急の場合研究者による発注を認めるが、事後に必ず経理事務担当者に報告すること
- 物品等の納品時は、必ず経理事務担当者経由で納品すること
- ※研究室等に宅配便や郵送により直送された物品等の取扱方法としては、
研究者が検収後に 納品書や送付状等にサインし、研究者により物品等を経理事務担当者へ運び、
物品等の再度 確認を行い納品書や送付状等に検収印を押す
物品等が持ち運び困難等の場合は、経理事務担当者が直接現場で検収する
- ※発注担当者と検収担当者は同一の者が担当しないこと

独立行政法人国立病院機構米子医療センター 研究費による出張旅費取扱体制



- ①出張伺
旅行目的、行程を添付
- ⑤復命書
学会要旨、領収書・搭乗券半券を添付

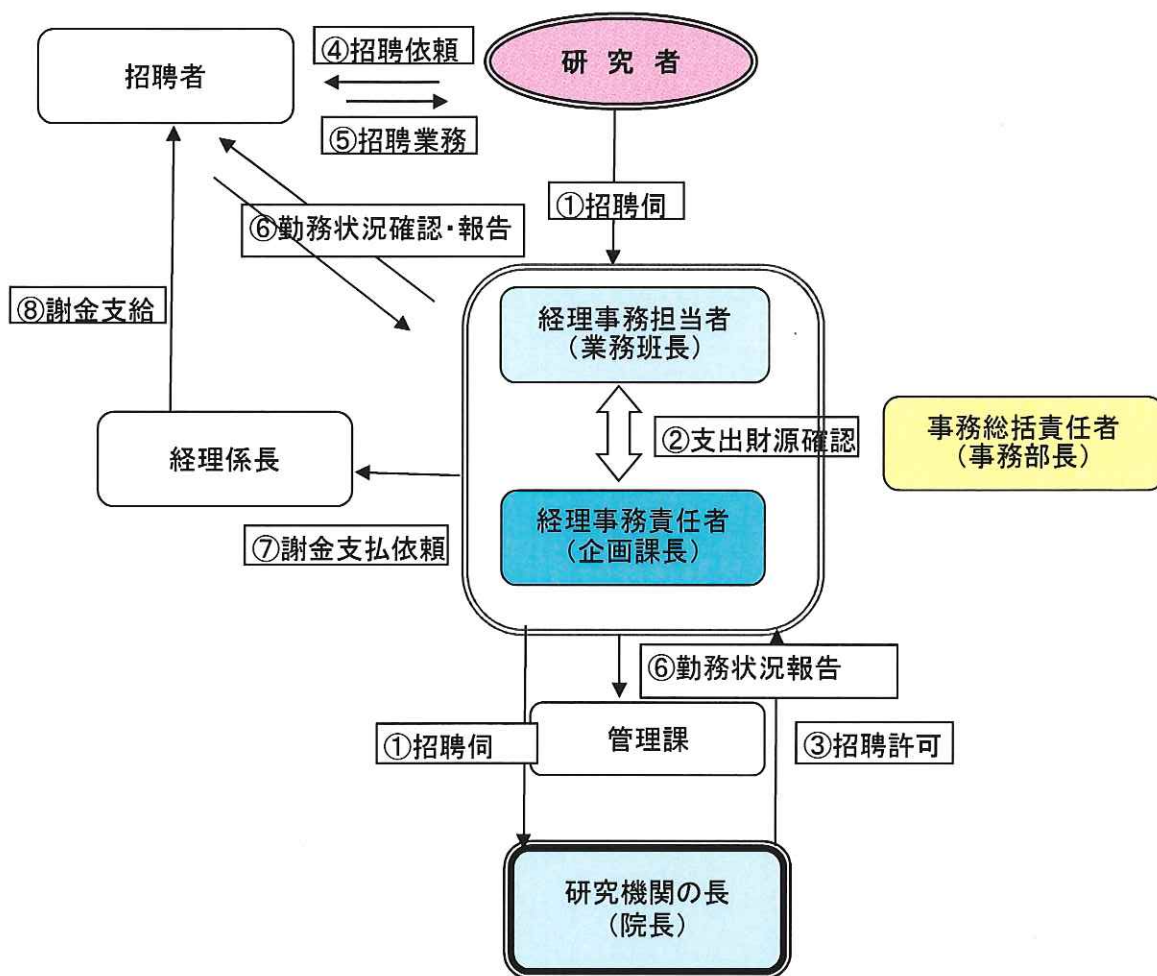
独立行政法人国立病院機構米子医療センター 研究費による研究補助員雇上取扱体制



- 出勤簿管理
- 支給単価は、国立病院機構非常勤職員給与規程に準じる
- 勤務時間報告書作成
- 支給事務手続
- 銀行口座振込

※賃金・謝金等に係る源泉徴収等の取扱いに当たっては、関係法令等に従い適正に対応すること

独立行政法人国立病院機構米子医療センター 研究費による研究補助員招聘取扱体制



- 出勤簿管理
- 支給単価は、米子医療センター謝金単価表による
- 勤務時間報告書作成
- 支給事務手続
- 銀行口座振込

※賃金・謝金等に係る源泉徴収等の取扱いに当たっては、関係法令等に従い適正に対応すること